

入札説明書

令和 4 年札幌市告示第 4715 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 4 年 11 月 28 日

2 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 6 階
札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課事務係
電話 011-211-2533 FAX 011-211-2523

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 平岡樹芸センターフェンス修繕業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限及び提出場所

令和 4 年 12 月 6 日（火）16 時 00 分（必着）

上記 2 に同じ

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙の様式にて作成し、郵送または持参により提出すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 4 年 12 月 7 日（水）10 時 00 分開札「平岡樹芸センターフェンス修繕業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、それぞれに「令和 4 年 12 月 7 日（水）10 時 00 分開札「平岡樹芸センターフェンス修繕業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない（必着）。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず、外封筒に入れて送付すること。

(4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参又はファクシミリにより提出すること。

なお、面談や電話による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 4 年 12 月 1 日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までに提出すること。

ウ 回答の方法 質問を受理した日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)に質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページ内「公園・みどり」の入札情報のページ (<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippan-koubo/index.html>) に掲載する。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、代理委任状（別紙）を入札書とともに郵送または持参により提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和 4 年 12 月 7 日（水）10 時 00 分

札幌市建設局みどりの推進部会議室

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人は立会うことができる。

イ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。再度の入札についても、郵送又は持参による。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参

加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上いるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者の入札参加資格について審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記 4 の入札参加資格を有することを証する書類（下記（6）参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者のした入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない（上記（4）ウ参照）。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(6) 入札参加資格を有することを証する書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項 札幌市標準契約約款のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。